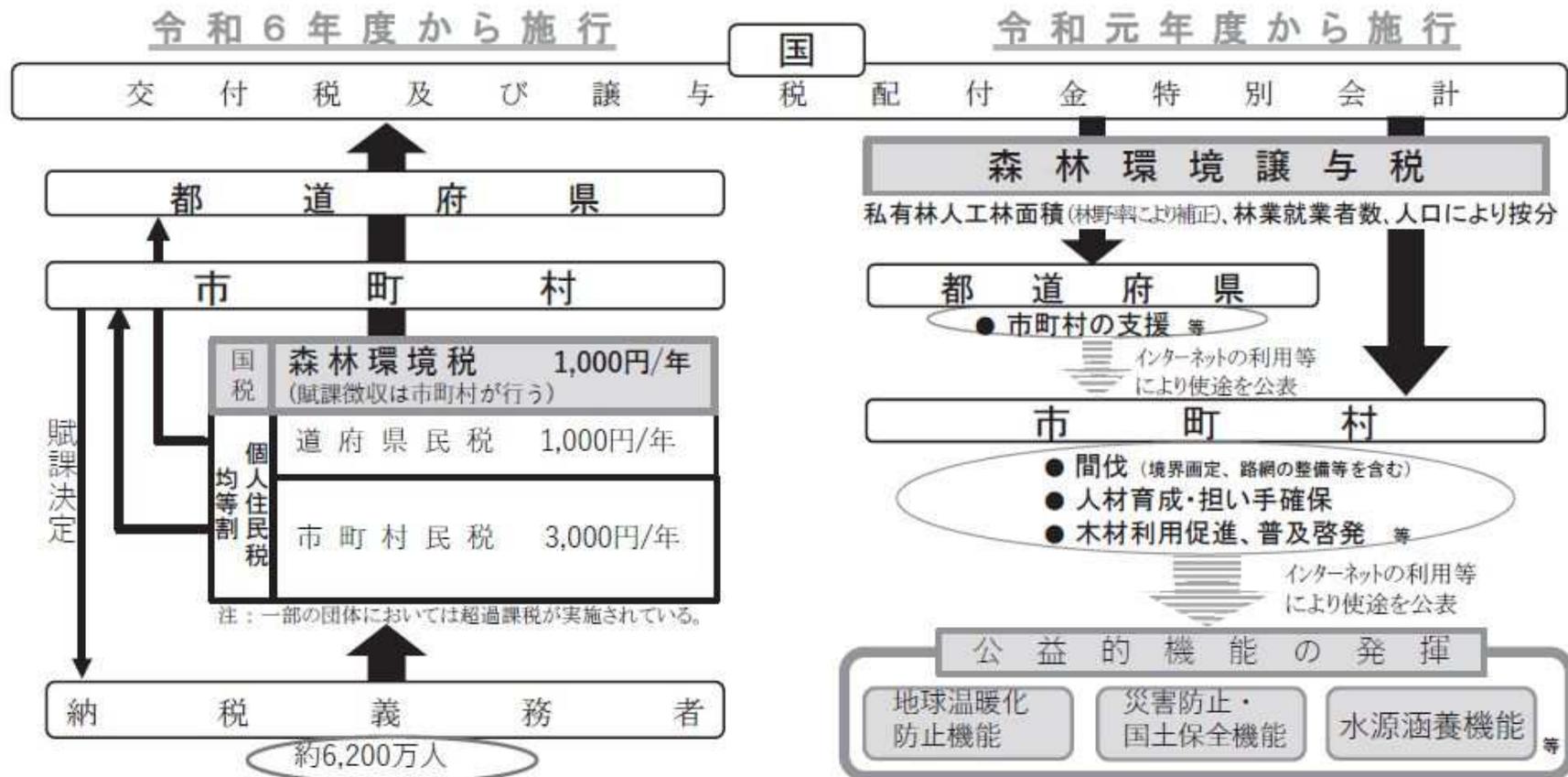


# 5 その他 資料

# 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

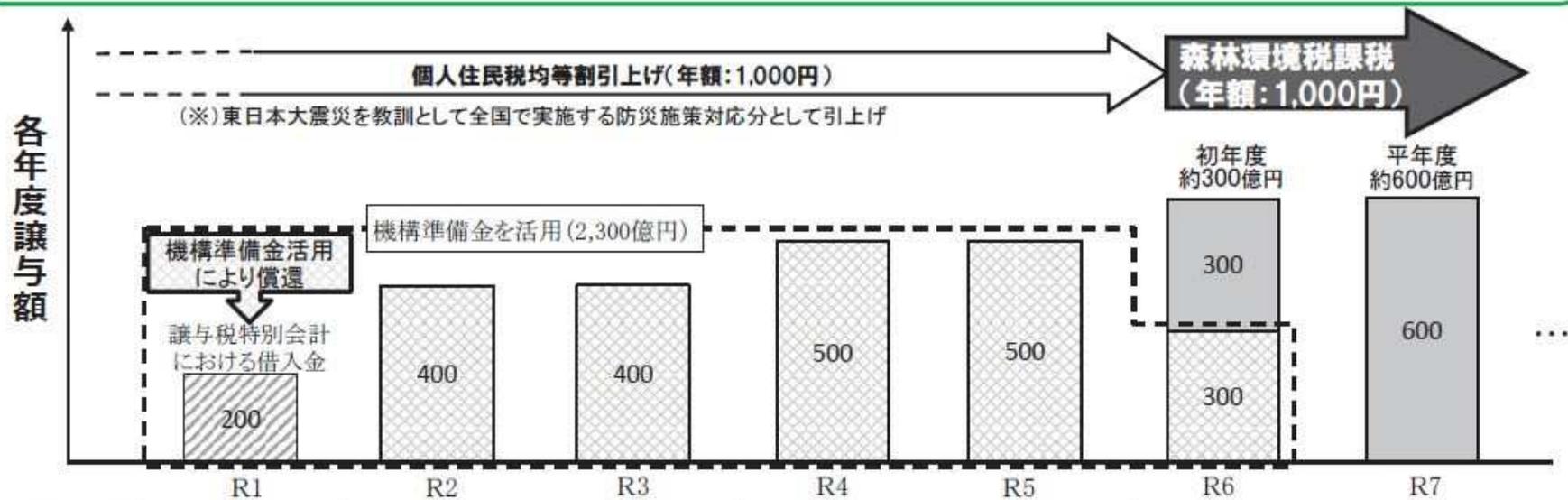
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

## 【制度設計イメージ】



# 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市: 県の割合	80:20		85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	540	→	
(都道府県分)	40	60	→	60	→	60	→	

## 【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	※以下のとおり林野率による補正	
	20% : 林業就業者数	林野率	補正の方法
都道府県分	30% : 人口	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
	市町村と同じ基準	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

## 森林環境譲与税の使途（法律上の記載）

（森林環境譲与税の使途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

### 一 森林の整備に関する施策

### 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

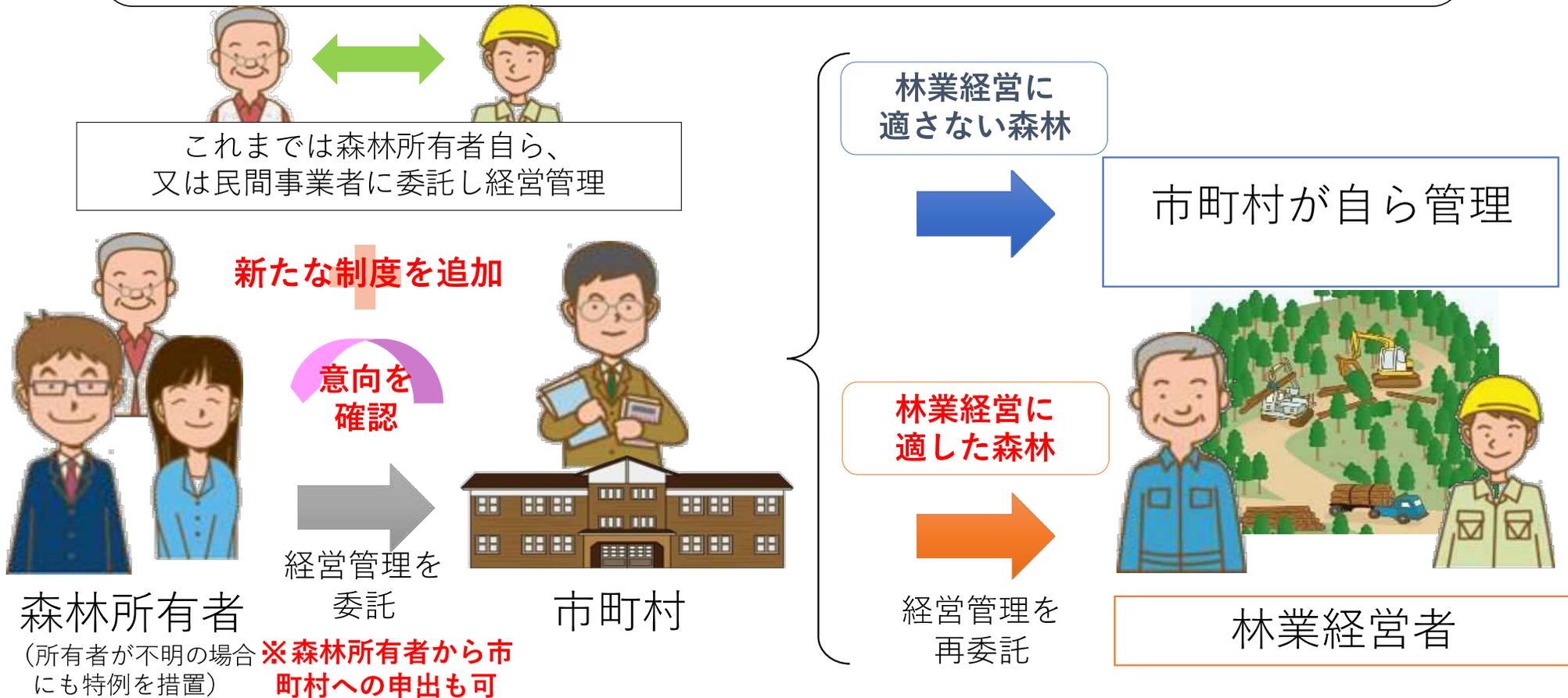
二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

# 森林経営管理制度の概要

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進



経営管理が行われていない森林について  
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステム

## ぐんま緑の県民税と森林環境譲与税の棲み分け

	区 分	ぐんま緑の県民税	森林環境譲与税	国庫補助制度
川上対策	条件不利地	○	—	—
	不採算林（経営管理制度による整備）	—	○	—
	経営林	—	—	○ 造林・間伐 等
川中対策	里山・平地林の整備	○	—	—
	木材加工施設の整備	—	—	○
川下対策	木材利用の推進	—	○ 右の補助対象外の施設	○ 学校等の特定施設別
	森林環境教育	○	—	—